

## 関西医科大学シミュレーションセンター利用規約

(目的)

第1条 この規約は、関西医科大学シミュレーションセンター管理運営規程に基づき、シミュレーションセンター（KANSAI MEDICAL UNIVERSITY SIMULATION CENTER、以下「KMUSC」という。）及びその保有機器の利用に関する事項を定め、施設の円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 KMUSC機器等を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 関西医科大学に在籍する学生、大学院生及び研究員
- (2) 関西医科大学及び同附属病院に所属する研修医、専攻医、医師、看護職、その他教職員
- (3) 地域医療機関の医療従事者（ただし、KMUSCの管理者（以下「管理者」という。）の承認を得たものに限る。）
- (4) 前各号に掲げる者のほか、管理者が適当と認めた者

(施設利用及び機器貸出申込)

第3条 KMUSC機器等を利用しようとする者は、あらかじめ電話、メール等で空状況を確認のうえ、「所定の申込書」をKMUSCに提出するものとする。

2 原則として、関西医科大学関連施設外への機器貸出は行わない。

(利用時間)

第4条 利用時間は、平日の9時から17時まで、並びに、第1、第3及び第5土曜日の9時から13時まで（ただし、関西医科大学の休日は除く。）とする。

2 時間外に利用する場合、利用者は時間内にあらかじめ「所定の申込書」を提出し、許可を得なければならない。

(利用上の注意)

第5条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 許可された目的以外で使用しないこと。
- (2) 機器、備品、カードキー等を転貸しないこと。
- (3) 利用責任者はシミュレータ機器の操作に熟知したものであること。
- (4) 利用期間及び利用時間を遵守すること。
- (5) 利用マニュアルを遵守すること。

(機器等の破損、故障及び紛失の場合)

第6条 利用者は、機器の破損、故障及び紛失が生じた場合は、速やかにKMUSCに報告しなければならない。

2 利用者の不注意により機器、備品、鍵等を破損した場合は、その実費を原則として当該の利用者が弁済するものとする。

(利用許可の取り消し等)

第7条 管理者は、利用者がこの規約に違反した時、あるいは、KMUSC運営に支障があると認められる場合、利用許可の取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(その他)

第8条 この規約に記載のない事項については、別に協議するものとする。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、関西医科大学シミュレーションセンター管理運営委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規約は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日）

この規約は、平成23年10月3日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月1日）

この規約は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日第9416号）

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月6日第05—278号）

この規約は、令和5年10月1日から施行する。